

森林の土地を取得したときは届出が必要です ～森林の土地の所有者届出制度～

Q なぜ届出制度ができたのですか？

A 森林の所有者が分からないと、
①行政が森林所有者に対して助言などができない
②事業者が間伐などをする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない
ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度が創設されました。
なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

Q どのような場合に届出が必要なのですか？

A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{*1}の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。
ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{*2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。
※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。
※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域：2,000㎡ その他の都市計画区域：5,000㎡ 都市計画区域外：10,000㎡

Q どのように届出を行うのですか？

A 所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

Q どのような届出書を提出するのですか？

A 届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。(届出書の様式は役場にあります。)
① 森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
② 森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、または、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

Q 届出を出さないとどうなるのですか？

A 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

! 森林所有者となったかたは、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です。(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。

◎問い合わせ先
役場農林課林務係
☎(88)5670 [直通]

農業振興地域整備計画
の見直しについて

町では平成27年度に農業振興地域整備計画の全体見直しを行います。

現在の農地の利用状況等を踏まえて、今後農業用に積極的に活用する区域(農用地区域)と、それ以外の区域に区分する見直しを行います。

これに伴い、農用地区域内の農地に家を建てるなどの「農用地区域からの除外申請」受付が、平成27年7月21日から平成28年3月末までの間できなくなりま

すのでお知らせします。
なお、農用地区域外における農地の転用申請等については、通常どおり農業委員会で受け付けています。

◎問い合わせ先
役場農林課農政係
☎(88)5670 [直通]